

大和市監査委員告示第2号

令和4年12月26日付け大和市監査委員告示第29号をもって公表した街づくり施設部に対する監査結果報告について、市長から措置を講じた旨通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年1月24日

大和市監査委員 佐藤 光徳

大和市監査委員 山田 己智恵

監査の結果	措置の内容
<p>(街づくり総務課) 収入調定に関する事務において、 調定が遅延しているものがあつた。</p>	<p>(街づくり総務課) 再発防止のため、部内関係課と ともに今回の監査結果を共有し、 補助金システムを使用する事務の 手順について、再確認を行いました。</p>